

本年初頭、団体保険の創立に際し、全国産業団体聯合會(全産聯)安永と逸信と安永との二宗の対立せる時、我々は逸信者安永を支持し、全産聯安永と反対した。然るに、商工者は、逆に逸信者に依る。同業安永に反対し全産聯に独占營業を許可したのである。商工者自のこの態度は、資本家擁護に偏して居るものにして、我々の衷心遺憾としたところであるが、本大會に於て、我々は、重ねて全産聯の日本団体生命保険に反対を表明し、速に政府に依り具体的には逸信者同業安永の制定実施を要望するものがある。その理由は、

一、団体保険は社会政策的意趣を有するものにして、國民団体保険にまで拡張すべきものなりと欲り、國音を適當とする事、

二、団体保険は、吾利主義と立脚すべきものにあらず、然るに全産聯の団体保険は既に年七分の配当を予定する吾利本位の會社なる事、

三、被保険者の範圍、保険条件、退職轉職の場合年內終に於て逸信者安永は、はるかに、社会政策的であり、且つ廣く國民団体保険に発展せしむるために適當なる事、

四、全産聯は労働組合反対のために生れたる資本家団体にして、その団体保険の營業は階級鬥争を激発する結果となる事、

五、全産聯の団体保険は、各社の実行してゐる従業員救済制度を变形せしむるのとして、従業員の獲得の解退職手当を侵奪する結果となる事、

等である。

実行方法

- 一、同業安永の立案実施を政府当局に要求すること。
- 二、全産聯団体保険絶対反対の運動を持續すること。